

# 社会福祉法人健翔会

## 麦の穂 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健翔会が設置する 麦の穂（以下、「事業所」という。）が行う障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する生活介護の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害福祉サービス（障害者自立支援法第29条第1項に規程する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、通所者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより通所者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 事業所は、通所者の意思及び人格を尊重し、常に通所者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 事業所は、通所者の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。
- 5 前4項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 麦の穂
- (2) 所在地 埼玉県行田市大字小見1141番地1

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤1名）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤1名）  
サービス管理責任者は、事業所ごとに障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行う。
- (3) 医師 1名（嘱託1名）  
医師は、通所者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行う。
- (4) 看護職員 1名（非常勤1名）  
看護職員は、通所者の診療の補助及び看護並びに通所者、職員の保健衛生管理に従事する。

(5)機能訓練指導員 1名(非常勤1名)

機能訓練指導員は、通所者に対し、機能向上を目的としたリハビリ訓練等の指導管理を行う。

(6)生活支援員 10名(常勤2名、非常勤8名)

生活支援員は、通所者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

(7)事務職員 1名(非常勤1名)

事務職員は、庶務及び会計に関する業務に従事する。

2.事業所に勤務する職種、員数は法令で定める職員配置基準を下回らない範囲で変更することがある。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までは除く。

(2)営業時間 午前9時から午後4時までとする。(送迎時間除く)

(実施サービス及び利用定員)

第6条 事業所の実施する障害福祉サービス及びその定員は次のとおりとする。

生活介護 定員 20人

(障害福祉サービスを提供する主たる障害者)

第7条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、行田市とする。

(障害福祉サービスの内容)

第9条 障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

生活介護

一 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援(食事は希望者に限る。)

二 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

三 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

四 その他通所者の支援に関すること。

(通所者から受領する費用の額等)

第10条 障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は前項の支払いを受けるほか、障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1)送迎に要する費用 実費 但し、第8条の事業の実施地域からの生活介護サービス利用者を除くものとする。

(2)食費に要する費用 実費

(3)嗜好品に要する費用 実費

(4)創作活動の教材に要する費用 実費

(5) 第5条または第9条を超えてサービスを利用する費用 750円(30分当たり)

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、通所者に対して事前に文書で説明を行い、支払の同意を得なければならない。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを現金で受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。但し、振込の場合はこの限りでない。
- 5 第1項については受領証を発行する。

(障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、通所者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努めるものとし、利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、通所者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び通所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び通所者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び通所者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業所は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に

報告しなければならない。

- 7 事業所は、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止に関する責任者の選定
- (2)成年後見制度の利用支援
- (3)苦情解決体制の整備
- (4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営についての留意点)

第16条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た通所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、他の事業所等に対して、通所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。